

【別紙】確認記録

1 利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ギャラリーの設置の目的に反するとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) ギャラリーを損傷するおそれがあるとき
- (4) ギャラリーの管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が必要と認めたとき。

上記「ギャラリーの管理上支障があるとき」とは、次に掲げるとおりとする

- (1) 火器や危険物等を使用する催物で、事故や負傷者を発生するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱すおそれ、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) ギャラリーの建物又は附帯設備等を、損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 指定暴力団など暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又は反社会的な行動を助長するおそれがある団体が利用しようとするとき。
- (5) 芸術文化活動以外の目的でギャラリーを利用するとき
- (6) 主として物品の販売若しくは宣伝、又はこれらに類することを目的として利用するとき。
- (7) 釘やテープなど、ギャラリーが使用を禁止している物品を用いて展示するとき。
- (8) 実質的な同一団体または個人が同時期に同一展示室の利用の申込みをするとき。
- (9) 利用期間が定められた期間を超えるととき。
- (10) 利用申請書等の記載事項に虚偽が認められるとき
- (11) ギャラリー使用の際の注意事項を過去に複数回に及んで無視し、改善されないとき
- (12) 大音量や振動、異臭等、ギャラリーの他の利用者に迷惑をかけるおそれがあるとき
- (13) 施設・設備等の点検、修繕を行うとき
- (14) その他、消防法ほか、施設運営に係る関係法令に抵触するとき

2 当施設は、利用の許可を受けたものが前項のいずれかに該当することが判明した場合は、許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

上記の記載内容をお読みいただき、以下にレ点をお願いします。

☐ 利用の不許可の項目を確認しました。